

# E i w a N e w s

消費税軽減税率について（その3）

令和元年6月  
（ No. 167 ）

今回は、本誌No.159・161でご紹介した「消費税軽減税率」について、軽減税率の対象とならない「食事の提供」についてご紹介いたします。

## [ 1 ] 軽減税率の対象とならない食事の提供

### (1) 軽減税率の対象とならない食事の提供

軽減税率の対象とならない食事の提供とは、飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。

### (2) 飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する「食品」（酒類を除く）で、「人の飲用又は食用に供されるもの」をいいます。

### (3) 飲食設備

飲食設備とは、テーブル・椅子・カウンター等 飲食料品を飲食させるための設備をいいます。

① 飲食のための専用の設備である必要はありません。

② 飲食料品の提供者と飲食設備を設置又は管理する者が異なる場合でも、両者の合意等により顧客に利用させている場合は飲食設備に該当します。

## [ 2 ] 具体例

### (1) 屋台のおでん屋・ラーメン屋など

飲食設備を設けて飲食させている場合

→ 軽減税率の対象となりません。

### (2) 弁当などの移動販売車、縁日などにおける屋台のお好み焼き屋・焼きそば屋など

飲食設備を自ら設けず、公園などの公共のベンチ等で特段の使用許可等をとっていない場合

→ 軽減税率の対象となります。

### (3) 列車内での食事

食堂施設で飲食させている場合

→ 軽減税率の対象となりません。

移動ワゴン等による弁当や飲み物等を座席で飲食させる場合

→ 軽減税率の対象となります。

メニューが座席に設置してあり注文に応じてその座席で飲食させる場合

→ 軽減税率の対象となりません。

### (4) カラオケボックスでの食事

カラオケボックスで注文に応じて飲食させている場合

→ 軽減税率の対象となりません。

### [ 3 ] 軽減税率の具体的な対象品目の例示

軽減税率 8 %	標準税率 10 %	備 考
・ミネラルウォーター	・水道水	水道水は、「炊事や飲用のための食品としての水」と「風呂・洗濯などの生活用水」が混然一体となって提供されているため軽減税率が適用されません。
・ウォーターサーバーで使用する水	・ウォーターサーバーのレンタル料	レンタル料は、「資産の貸付」に該当し軽減税率が適用されません。
・医薬品等に該当しない栄養ドリンク	・医薬品等に該当する栄養ドリンク	医薬品等は、「食品」に該当しないため軽減税率が適用されません。
・特定保健用食品、栄養機能食品 ・医薬品等に該当しない健康美容食品		特定保健用食品、栄養機能食品は医薬品等に該当せず「食品」に該当します。
・自動販売機で販売される ジュース、パン、お菓子等	・自動販売機で販売される酒類	
・ノンアルコールビール、甘酒 (アルコール分が1%未満のもの)		ノンアルコールビール等は、酒類に該当しないため軽減税率が適用されます。
・かき氷に用いられる氷 ・飲料に入れて使用される氷	・ドライアイス ・保冷用の氷	
	・飲食料品の販売に際し別途対価を徴する保冷剤送料	保冷剤送料は、「飲食料品」に該当しないため軽減税率が適用されません。
	・カタログギフトの販売	カタログギフトをもらった方が選んだ商品を手配するサービスとして「役務の提供」に該当し軽減税率が適用されません。 なお、食品のみが掲載されているカタログギフトであっても同様です。
・弁当などの移動販売車 ・縁日などの屋台のお好み焼き屋など		飲食設備を自ら設けず、ベンチ等の使用許可等をとっていない場合は軽減税率は適用されます。
	・社員食堂、セルフサービスの飲食店 ・屋台のおでん屋、ラーメン屋 ・カラオケボックス	テーブル、椅子、カウンター等の飲食設備を利用させての飲食は「食事の提供」に該当し軽減税率が適用されません。
・列車内の座席での飲食	・列車内の食堂施設での飲食	座席での飲食であっても、メニューが座席に設置してある場合は軽減税率は適用されません。
・そばの出前 ・宅配ピザの配達	・料理代行サービス(食材等込)	料理代行サービス(食材等込)は、ケータリングに該当し軽減税率は適用されません。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。